

公益財団法人日本リウマチ財団登録医規則

平成 8 年 9 月 26 日全部改正
平成 14 年 6 月 26 日一部改正
平成 15 年 6 月 24 日一部改正
平成 23 年 6 月 21 日一部改正
平成 24 年 7 月 1 日一部改正
平成 28 年 9 月 1 日一部改正
平成 30 年 2 月 22 日一部改正
令和元年 11 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 9 月 13 日一部改正
令和 5 年 1 月 10 日一部改正
令和 8 年 9 月 8 日一部改正

(制度の目的)

第 1 条 公益財団法人日本リウマチ財団登録医制度は、リウマチ科医はじめ関連診療科の医師に対して、リウマチ性疾患の診断、治療に関する幅広い知識や臨床的な最新情報を研修会や種々の情報ツールを用いた研修カリキュラムをもとに提供し、地域医療連携等及び日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師（以下、「リウマチケア看護師」という。）、日本リウマチ財団登録薬剤師（以下、「リウマチ財団登録薬剤師」という。）、並びに日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士（以下、「リウマチ財団登録理学・作業療法士」という。）等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(登録)

第 2 条 公益財団法人日本リウマチ財団（以下、「財団」という。）は、前条の目的を達成するため、公益財団法人日本リウマチ財団登録医（以下、「リウマチ財団登録医」という。）の登録を行う。（欧文標記を Registered Physician to Japan Rheumatism Foundation (RPJRF) とする。）

(リウマチ財団登録医の資格)

第 3 条

1 リウマチ財団登録医の登録資格は、申請時に 3 年以上の臨床経験が有り、現在に至るまで通算 1 年以上リウマチ性疾患の診療に関わり、直近の 5 年間において 10 例のリウマチ性疾患診療患者名簿を有する臨床医で、次の各号の要件を満たし、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか 2 名の推薦を受けた者とする。なお、平成 16 年以降医師資格取得者は初期臨床研修修了者であること。

(1) 10 例のリウマチ性疾患診療患者名簿のうち、5 例についてはリウマチ性疾患診療記録を提出すること。

- (2) 財団が主催し又は認定する教育研修会（以下、「教育研修会」という。）に出席し、20単位以上を取得した証明書を有すること。
 - (3) 治験（医療機器臨床試験を含む）等（以下、「治験」という。）責任医師等で、リウマチ性疾患の治験に参加した場合は、第2号の単位の10単位に充てることとし、治験等責任（分担）者の署名による証明書を有すること。
 - (4) 大規模災害発生時にリウマチ性疾患患者のリウマチ診療等に従事した場合（実地訓練を含む）は、第2号の単位の5単位に充てることとし、担当医師等の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。
 - (5) 厚生労働省助成事業により実施した「リウマチ相談員養成研修会」に参加した場合は、第2号の単位の3単位に充てることとし、証の写しを提出する。
 - (6) リウマチ性疾患に関する学術論文、あるいは学会、財団が主催・認定した教育研修会・研究会等での発表等がある場合、筆頭者の場合はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者の場合は、それぞれ3単位、2単位を第2号の単位に充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。
 - (7) 上記（3）、（4）、（5）については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。
- 2 財団以外が主催する研修会を受講した場合の単位数の取り扱いについては、別途定める。

（リウマチ財団登録医資格の特例）

第4条 次に掲げる者は、前条の要件すべてを免除の対象とする。

日本リウマチ学会リウマチ指導医又はこれに準ずる資格を有する者

（資格審査及び登録）

第5条

- 1 リウマチ財団登録医の資格審査（以下、「審査」という。）は、毎年1回行う。
- 2 リウマチ財団登録医を希望する医師は、次の各号の書類に審査料を添えて財団に提出するものとする。
 - (1) リウマチ財団登録医申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 第3条の資格要件を満たす事を証する書類等
 - (4) 第4条に規定する者は、資格要件を証する書類の写し等
- 3 審査は、書類審査とする。
- 4 代表理事は、審査に合格した者をリウマチ財団登録医名簿に登録し、リウマチ財団登録医証を交付する。リウマチ財団登録医証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

（登録の有効期間）

第6条 リウマチ財団登録医の登録は、登録の日から5年を経過したときは効力を失う。ただし、リウマチ財団登録医資格の再審査を受けることにより効力を更新する。

(リウマチ財団登録医資格の再審査)

第7条

- 1 リウマチ財団登録医であって、現在の登録期間の5年間（以下、「直近5年間」という。）にリウマチ性疾患の診療に引き続き従事し、リウマチ性疾患診療患者名簿10例を有する者であって、教育研修会において20単位以上を取得した者、又は教育研修会に5回以上出席し10単位以上を取得した者はリウマチ財団登録医資格の再審査を受けることができる。
 - (1) 第3条第1項第3号の治験責任医師等で、リウマチ性疾患の治験に参加した場合の単位数10単位については、資格の再審査においては6単位とし、治験等責任（分担）者の署名による証明書を有すること。
 - (2) 第3条第1項第4号の大規模災害発生時にリウマチ性疾患患者のリウマチ診療等に従事した場合（実地訓練を含む）の5単位については、資格の再審査においては3単位とし、担当医師等の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。
 - (3) 第3条第1項第5号の厚生労働省助成事業により実施した「リウマチ相談員養成研修会」に参加した場合の3単位については、資格の再審査においては2単位とし、証の写しを提出する。
 - (4) リウマチ性疾患に関する学術論文、あるいは学会、財団が主催・認定した教育研修会・研究会等での発表等がある場合、筆頭者の場合はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者の場合は、それぞれ3単位、2単位を充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。
 - (5) 上記（1）、（2）、（3）については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。
- 2 リウマチ財団登録医資格の再審査を受けようとする者は、次の各号の書類に登録更新料を添えて財団に提出するものとする。
 - (1) リウマチ財団登録医資格更新申請書
 - (2) 第1項の資格要件を満たす事を証する書類等
- 3 第3条第2項及び第5条第1項、第3項並びに第4項（同項後段の規定を除く）の規定は、リウマチ財団登録医資格の再審査について準用する。

(リウマチ財団登録医資格の再審査の特例)

第8条

- 1 次に掲げる者は、前条第1項の規定に該当しない場合においてもリウマチ財団登録医資格の再審査を受けることができる。
 - (1) 登録の有効期間満了時において65歳以上であり、その時まで継続して10年以上リウマチ財団登録医である者。
 - (2) 登録の有効期間満了時まで継続して15年以上リウマチ財団登録医である者。
 - (3) 日本リウマチ学会リウマチ専門医
 - (4) 日本整形外科学会認定リウマチ医
- 2 前条第2項第2号の規定は、前項に規定する者については適用しない。

(登録の取消)

第9条

- 1 リウマチ財団登録医としてふさわしくない行為があったと認められるときは、代表理事はその者の登録を取り消すことができる。
- 2 代表理事は、前項の規定により登録を取消そうとするときには、リウマチ専門職委員会の意見を聞かなければならない。
- 3 第1項の規定により登録を取り消した場合は代表理事は本人に文書で通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は平成8年9月1日から施行する。
- 2 改正前のリウマチ登録医制度規則（以下「改正前の規則」という。）によって行われたリウマチ登録医の登録は、この規則によって行われたものとみなす。
- 3 改正前の規則によって設置されたリウマチ登録医審査委員会は、この規則によって設置されたものとみなす。
- 4 リウマチ登録医資格維持規則は、廃止する。
- 5 改正後の規則は、平成14年6月26日から施行する。
- 6 改正後の規則は、平成15年9月1日から施行する。
- 7 改正後の規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 改正後の規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 9 改正前の規則に基づいて登録したリウマチ登録医は、この規則によって登録した日本リウマチ財団登録医とみなす。
- 10 改正後の規則は、平成28年9月1日から施行する。
- 11 改正後の規則は、平成30年2月22日から施行する。
- 12 改正後の規則は、令和元年11月1日から施行する。
- 13 改正後の規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 14 改正後の規則は、令和4年9月13日から施行する。
- 15 改正後の規則は、令和5年1月10日から施行する。

公益財団法人日本リウマチ財団登録医規則施行細則

平成 8 年 9 月 1 日施行

(登録の申請)

第 1 条

- 1 リウマチ財団登録医の登録の申請受付期間は、毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までとする。
- 2 日本リウマチ財団登録医規則（以下、「規則」という。）第 5 条第 2 項第 1 号の申請書には、医師免許証の写しを添えなければならない。

(審査料等)

第 2 条

- 1 規則第 5 条第 2 項の審査料は、1 万円とする。
- 2 規則第 5 条第 4 項の登録料は、2 万円とする。
- 3 規則第 7 条第 2 項の登録更新料は、2 万円とする。ただし、日本リウマチ学会リウマチ専門医又は日本整形外科学会認定リウマチ医である者については、1 万円とする。
- 4 納付された審査料、登録料又は登録更新料は、返却しない。

(審査結果の通知)

第 3 条 代表理事は審査結果を申請者に通知する。

(海外留学、出産・育児、病気療養等の場合の申請特例)

第 4 条

- 1 リウマチ財団登録医であって、病気療養、災害、海外留学、出産(産休)・育児(育休)・介護(介休)等の理由により、第 1 条第 1 項に規定する期間に申請を行うことができない者は、あらかじめ書面により申請受付期限の延期を求めることができる。この場合においては、当該申請を行うことができない事情を証する資料を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請受付期限の延期を認められた者は、帰国等によりその事情が解消したときは、速やかに申請書を提出しなければならない。

(単位数付与の特例)

第 5 条 規則第 3 条第 2 項に定める研修会は、新専門医制度における基本領域の学会(19 学会)、日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本プライマリケア連合学会の学術団体とし、何れかに参加した場合の取得単位数は新規及び更新ともに 5 単位で、1 回のみを単位に充てることができる。なお、参加証等の写しの添付をしなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 リウマチ登録医資格維持規則実施細則は、廃止する。
- 3 改正後の細則は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。
- 4 改正後の細則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 改正後の細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- 6 改正後の細則は、平成 30 年 2 月 22 日から施行する。
- 7 改正後の細則は、平成 31 年 1 月 8 日から施行する。
- 8 改正後の細則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
- 9 改正後の細則は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。